

令和4年10月18日

第28回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第28回総会議事録

1. 日 時 令和4年10月18日(火) 午後2時00分

2. 会 場 市民会館 第2ホール

3. 出席委員 22名

4. 出席の委員

1番	小山 正雄	3番	柴山 栄重	4番	吾妻 良博
5番	加藤 良子	6番	中村 謙一	8番	浪岡 真澄
9番	油井 妙子	10番	渡邊 俊春	11番	大宮 篤司
12番	菅野 善晴	13番	菱沼寿美恵	14番	渡邊 正芳
15番	尾形 寅昭	16番	古関 恵子	17番	関 健一
18番	安田 善喜	19番	渡邊 友一	20番	黒澤喜久夫
21番	齋藤 貴裕	22番	阿部 哲也	23番	穴戸 薫
24番	芳賀 正寿				

5. 欠席の委員 7番 野崎 俊幸

6. 事務局の出席者

事務局 長	関根 卓也		
次長兼庶務係長	佐藤 邦彦	主 査	小野 亜希子
農地係長	阿部 三起夫	副主査	菅野 貴裕

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 現況確認証明願出について
- 第4号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第5号 非農地判定について
- 第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長 会長 事務局長 議長 農地係長 議長 議長 農地係長 議長 農地係長 議長 議長 議長 議長 農地係長 議長

ご案内の時間となりましたので、 穴戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。  
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

7番 野崎俊幸委員より欠席の旨届出がありました。

事務局より報告がありましたとおり、本日は定数23名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第28回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

6番：中村謙一委員、17番：関健一委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の小野主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日16時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議ございませんので、会期は本日16時までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

【議案第1号から報告までを上程する。(129件)】

合計129件、令和4年10月18日提出、福島市農業委員会会長 穴戸 薫 以上です。

議案第1号について事務局の説明を求めます。

2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転6件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長3番 (発言を求める。)

議長3番 (発言を許可する。)

整理番号1番の1件は、進入通路に沿って入口にあたる水田を譲受人が取得する案件となりますが、この土地を取得することによって、譲受人は、有効活用できると思われ区域協議会では適当であると判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号3番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号2番3番についてご説明いたします。整理番号2番ですが、障がい者施設の法人が、議案第2号整理番号4番の案件との間にある農地を取得し、障がい者のリハビリに使用したいということで、譲渡人が提供することになりました。区域協議会としては問題ないと判断しております。整理番号3番は、譲渡人が相続で取得した農地ですが、進入路が全くなく、自作地続きで耕作ができる譲受人が取得することで合意しました。区域協議会としては問題ないと判断しましたので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号4番の説明をさせていただきます。以前から譲受人が草刈り等管理していた農地を譲渡人から贈与ということで受け継ぐことになったようです。自作地続きでございますので、区域協議会では問題ないものと判断いたしました。よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号5番について説明します。基盤整備した譲受人の田んぼに譲渡人の農地が一部含まれてしまっていたため、今回譲受人が取得することとなりました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号6番ですが、譲渡人が高齢で農業ができる状況でないということで、譲受人が以前より借りていた土地とその周辺農地も併せて購入するという所有権移転の案件でございます。

す。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から6番までの6件、原案のとおり許可と決定いたします。  
次に、議案第2号について、事務局の説明を求めます。

農地係長 4ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃借権設定1件、使用賃借権設定1件の計4件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件をすべて満たすものと考えます。  
区域番号2番、整理番号1番から3番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長6番 議長6番（発言を求める。）

議長6番 6番（発言を許可する。）

議長6番 整理番号1番から3番についてご説明いたします。整理番号1番ですが、譲受人は譲渡人の孫にあたり、分家住宅を建てるという案件でございます。また、今回の畑の東側は、県道になっており、周辺農地への影響もありませんので区域協議会としては問題なしと判断いたしました。整理番号2番は、9月に申請がありました災害復旧工事である線路の南側の法面工事に対し、北側の法面工事のための作業場として農地を借りる案件となります。これも、区域協議会としては問題なしと判断いたしました。整理番号3番は、譲受人が農地に隣接する中古住宅をすでに購入しており、今回、浄化槽が譲渡人の畑にはみ出していることがわかり、農地を分筆し、所有権を移転するという案件でございます。これも周辺農地への影響がないので区域協議会としては問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長8番 議長8番（発言を求める。）

議長8番 8番（発言を許可する。）

議長8番 整理番号4番についてご説明いたします。先ほどの議案第1号の整理番号2番の関連となります。障がい者施設の建設と駐車場及び道路拡幅の件です。周辺農地への影響はないので、区域協議会としては問題なしと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から4番の4件、原案のとおり許可と決定いたします。  
次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第3号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。  
区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」の通りです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号1番についてご説明いたします。現場の確認は、地区担当の農業委員、推進委員と事務局職員の3人で行っております。平成12年まで酪農をやっており牧草を作っていましたが、その後、全く何もせず山林状態になったということで、これは致し方ないと区域協議会としては判断しました。審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号2番の1件、詳細は別添「調査書」の通りです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 地区担当の農業委員、推進委員と事務局職員で、7月25日に調査して参りまして、区域協議会では山林と判断いたしましたので、よろしくご協議ください。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号3番の1件、詳細は別添「調査書」の通りです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号3番についてご説明します。申請地については、地区担当の農業委員と推進委員と

事務局職員の3名にて現地確認しております。山林化してしまった農地にして、農地への復元は困難と判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号4番の1件、詳細は別添「調査書」の通りです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号4番の案件でございますが、願出人の親が、平成12年頃から高齢のため耕作ができなくなり、20年以上耕作されておらず、農業後継者もいなかったため、山林化しているという現状でございます。区域協議会では、山林ということで判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 現況確認証明願出について、整理番号1番から4番の4件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、福島市長より意見を求められた案件です。一般分の利用権設定が30件、105,001.67㎡、福島県農業振興公社への貸付分が3件、22,482㎡で、いずれも耕作面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。

まず一般分ですが、7ページ、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番は新規設定で、借人の農業法人は、低農薬有機野菜を栽培し、契約農家も多数おり、東京方面にも出荷をしており、問題はないものと思われま。整理番号2番は、再設定ですので、問題はないものと思われま。以上2件、区域協議会では問題ないものと判断しましたので、よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番から5番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろし

くお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長6番 議長6番（発言を求める。）

議長6番 6番（発言を許可する。）

議長6番 整理番号3番から5番について説明いたします。整理番号3番ですが、借人は、2年前から保全管理およびももの苗を植えてつけていました。以前から借りていたという状況にあり、今回正式に申請手続きを行い、確実に耕作されるだろうということで、区域協議会では問題なしと判断しました。整理番号4番は、借人は専業農家であり再設定でありますので問題なしと判断いたしました。整理番号5番は、借人は専業農家で直売所も経営しており、こちらも問題ないと区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議長 農地係長 区域番号3番、整理番号6番から11番の6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長8番 議長8番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長8番 議長8番（発言を求める。）

議長8番 8番（発言を許可する。）

議長8番 整理番号6番から11番についてご説明いたします。整理番号6番ですが、今まで口約束で貸し借りしていたものを正式に申請した案件です。整理番号7番から11番の再設定については、綺麗に作付けされておりますので、区域協議会としては問題ないと判断しました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議長 農地係長 区域番号4番、整理番号12番から18番の7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長14番 議長14番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長14番 議長14番（発言を求める。）

議長14番 14番（発言を許可する。）

議長14番 整理番号12番から14番の説明をさせていただきます。借人は、メインのハウスが飯坂地区にあり、今回借りる畑も近くにあるため問題ないものと思っております。整理番号15番は、父から経営移譲した息子さんの名前で新しく借りるということで何ら問題ないと思えます。整理番号16番から18番の借人につきましては湯野地区で米を中心に営農されている方で、区域協議会としましては、整理番号12番から18番まで何ら問題ないものと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議長 農地係長 区域番号5番、整理番号19番から26番の8件、詳細は「議案書」のとおりです。よろし



議長  
農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
次に、12ページ、福島県農業振興公社分ですが、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長  
3番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
議長  
3番 議長3番（発言を求める。）  
議長  
3番 3番（発言を許可する。）  
3番 整理番号1番ですが、法人がその代表者の祖父の農地を借りる案件であります。新規就農でありまして、これから大きく成長して欲しいと願いを込め、区域協議会でも問題ないものと判断をいたしましたのでよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長  
農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
区域番号6番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長  
20番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
議長  
20番 議長20番（発言を求める。）  
議長  
20番 20番（発言を許可する。）  
20番 整理番号2番についてご説明いたします。借人は40代で、会社を退職して農業をやりたいという希望があり、おじの畑を借りて野菜を作る案件です。会社勤めをしながら農家で2年ほど研修をして、野菜づくりの勉強をしたと伺っております。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長  
農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
区域番号7番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長  
22番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
議長  
22番 議長22番（発言を求める。）  
議長  
22番 22番（発言を許可する。）  
22番 整理番号3番ですが、平成24年から10年間の利用権設定が満了し、今回は、法人で新たに借り入れるということで新規となっており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。  
19番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

(入室、着席する。)

議長 それでは、議事を再開します。

農地係長 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

議長 議案第5号 非農地判定についての案件は、福島市農業委員会非農地判定事務等取扱要領に基づき、農地法第30条の規定による農地の利用状況調査において、現況が森林の様相を呈しており、農地としての要件を満たす状態でないことを確認したものです。

議長 区域番号7番、整理番号1番から6番までの6件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番(発言を求める。)

議長 22番(発言を許可する。)

22番 整理番号1番から6番の案件でございます。昨年の農地パトロールで現地確認をし、8月の区域協議会で非農地と判断した案件でございます。所有者から農地として利用する見込みがないことを確認しており、今後、市による囁き登記で山林に地目を変更する予定となります。現在は、人も車も進入ができない場所でクマが多数出没することです。そのような場所ですので、非農地と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第5号 非農地判定について、整理番号1番から6番までの6件、原案のとおり決定いたします。

次長 次に、議案第6号について、事務局の説明を求めます。

議長 17ページをご覧ください。議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことになり、区域協議会、総会の意見が10月27日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長 18ページ新規の認定農業者につきまして、区域番号2番、整理番号1番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番(発言を求める。)

議長 6番(発言を許可する。)

6番 整理番号1番についてご説明します。申請人は、現在稲作を中心に耕作されている方でございます。今後は、目標達成を目指し麦栽培の二毛作を中心に、複合経営とスマート農業の導入やGAPにも取り組んでいきたいということです。申請者は78歳ではありますが、労働力として20代の労働者がおります。また親戚や子供の労働力も含めて多くの方が支援する

ということです。区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号6番、整理番号2番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号2番の申請者は、地区でも若手の指導者的立場にあり、花木・小菊を中心に安定した経営をなされております。5年後の目標も必ずや達成すると見込まれますので、区域協議会では問題なしと承認されました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 次に、19ページ認定農業者の再認定について、区域番号1番、整理番号1番から6番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号4番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。3番、一時退席願います。

〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番から6番までの説明をいたします。いずれの申請者も地域の中心的、中核的な農業経営をなさっております。整理番号1番の申請者は、果樹栽培を大きくやっておられます。外国人労働者も雇用し、親子でやっておられ優秀な方です。整理番号2番から6番までは、施設野菜ということで経営されております。どの方も一生懸命営農されており、将来的にも継続されうる方々でございます。区域協議会では、この方々ならば、目標は達成していただけると判断しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号2番、整理番号7番から9番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 整理番号7番から9番について説明いたします。整理番号7番の申請者は果樹栽培をしている農家でございます。5年後の改善計画通り、低農薬、低化学肥料による栽培管理をし、また優良品種の入れ替えも行って所得の向上を図っていくとございまして、区域協議会では問題ないと判断しました。整理番号8番の申請者は、息子さんも一緒に農業をされており、5年後の改善計画通り、生産性の効率を図っていくと考えられますのでこれも問題なしと判断いたしました。整理番号9番の申請者は労働力もあり、5年後の改善計画通り、GAPを継続して取り組み、有機農業にも取り組むということで、作業の効率化を目指すものと考えられますので問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号10番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号10番のご説明をいたします。申請者は小菊を中心に栽培しており、この地区では一番の生産者で、経営改善計画も区域協議会としては問題ないと判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号11番から20番までの10件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号11番から20番までの説明をさせていただきます。整理番号11番から15番までの申請者は平野地区で頑張っております。整理番号16番から18番までの申請者は中野地区で頑張っております。それから整理番号19番と20番の申請者は湯野地区で頑張っており、それぞれ5年後の目標を達成できる方々だと区域協議会では判断いたしましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号6番、整理番号21番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）  
議長 20番（発言を許可する。）  
20番 整理番号21番はご夫婦での共同申請ですが、申請者は、水稲と水稲受託作業、それに加えて多品目の野菜を栽培する複合経営をされております。決して条件の良い環境ではない中、力を合わせて頑張っている状況でございます。5年後の目標に向けて必ずや結果を出してくれるものと思っております。区域協議会では、問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
次長 次に、24ページ変更について、区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
8番 議長8番（発言を求める。）  
議長 8番（発言を許可する。）  
8番 申請者はこの地域で大規模に耕作しておりますが、高齢になり息子さんが退職して農業を手伝うことになり、変更の申し出がありました。期待の持てる息子さんの手伝いで、ますます頑張れると思っておりますので、問題ないと思っております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
次長 次に、25ページ認定新規就農者について、区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
6番 議長6番（発言を求める。）  
議長 6番（発言を許可する。）  
6番 整理番号1番について説明いたします。申請者は、青年等就農計画の通り、施設でいちご栽培を行うことを目指しております。令和元年9月から来年の3月まで技術習得のため研修中であり、本人は、今後施設を整備して頑張っていくということです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
次長 区域番号6番、整理番号2番及び3番の2件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
20番 議長20番（発言を求める。）  
議長 20番（発言を許可する。）  
20番 14ページの議案第4号整理番号2番の関連で、会社を退職し、おじの農地を借りての就農計画でございます。サツマイモとアスパラガスを中心に多品種の野菜を作っていきたいと

いうことでございます。5年後の目標で経営面積が増えておりますが、今後、遊休農地も借りる予定であり、5年後の目標に向けて頑張っただけのものと思います。整理番号3番の申請者は、家族と共に市外から移住された方ございまして、先月の議案の中で親の農地を譲り受け新規就農となった方です。今後は水稻、トマト、きゅうりの施設野菜を中心に経営を大きくしていきたいとのこと。お二方とも地域の中心となって活躍していくことを期待しております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 次に、26ページ変更について、区域番号7番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求め。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 青年等就農計画の一部変更の案件でございます。整理番号1番の申請者は、複合経営で現在梨を中心に営農しておりますが、それとは別に、菊とりんごどぶどうの植え付けを始めているところでございます。当初提出した計画書の中に、購入予定の農機具の記載がなく、今回補助制度を利用し購入するための変更となります。区域協議会ではこれから中心的になってくれる農業者でございますので問題ないということで判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について、原案のとおり決定いたします。

3番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

（入室、着席する。）

議長 それでは、議事を再開します。

次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 27ページ、報告第1号から37ページ報告第6号は、議案書に記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願ひいたします。

会長職務代理 （会長職務代理より閉会の言葉）

慎重審議ありがとうございました。

これで、第28回総会を終了いたします。

（午後3時00分）

令和4年10月18日

これは、福島市農業委員会第28回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 6番 \_\_\_\_\_

議事録署名人17番 \_\_\_\_\_